

平成28年6月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 平成28年6月29日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第1 議案第43号 高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について
- 議案第44号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第45号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 議案第46号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第47号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第48号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
- 議案第49号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
- 議案第50号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第2回）
- 陳情第7号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情
- 陳情第8号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情

日程第2 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	10番	杉浦敏和
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	神 谷 坂 敏
教 育 長	都 築 公 人
企 画 部 長	神 谷 美百合
総合政策グループリーダー	野 口 恒 夫
人事グループリーダー	杉 浦 崇 臣
総 務 部 長	内 田 徹
行政グループリーダー	山 本 時 雄
財務グループリーダー	岡 島 正 明
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民窓口グループリーダー	三 井 まゆみ
市民生活グループリーダー	芝 田 啓 二
税務グループリーダー	山 下 浩 二
福 祉 部 長	加 藤 一 志
地域福祉グループリーダー	木 村 忠 好
介護保険・障がいグループリーダー	竹 内 正 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
生涯現役まちづくりグループリーダー兼保健福祉グループリーダー	磯 村 和 志
こども未来部長	中 村 孝 徳
こども育成グループリーダー	都 築 真 哉
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	島 口 靖
都市防災グループリーダー	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	杉 浦 睦 彦
地域産業グループリーダー	板 倉 宏 幸
会 計 管 理 者	長谷川 宜 史
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
監査委員事務局長	杉 浦 義 人

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長 加 藤 元 久
主 査 内 藤 修 平

議事の経過

○議長（杉浦敏和） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願いを申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（杉浦敏和） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦敏和） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦敏和） 日程第1 常任委員会及び公共施設あり方検討特別委員会の付託案件を議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、柳沢英希議員。

3番、柳沢英希議員。

〔総務建設委員長 柳沢英希 登壇〕

○総務建設委員長（柳沢英希） おはようございます。

御指名をいただきましたので、去る6月21日午前10時より、委員全員及び市長初め関係職員出席のもと開会されました総務建設委員会において、付託された議案5件と陳情1件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告させていただきます。

初めに、議案第43号 高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について、委員より質疑ございませんでした。

次に、議案第44号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、委員より、平成28年度税制改正大綱に基づいた今回の改定では、保険税負担の公平性の確保、中低所得者層の保険税負担軽減のための課税限度額の見直し、低所得者層の保険税軽減措置対象世帯への経済動向を踏まえた軽減判定所得の見直しと3年連続の改定になるがの問いに、当局より、課税限度額の改定は、課税限度額を引き上げると高所得者の方には、より多くの保険税の負担をいただくことになるが、

低中間所得者については保険税の負担率が軽くなるとされている。今回の改正も、必要な保険税収入を確保するために課税限度額を段階的に引き上げ、被保険者の所得に係る保険税の負担を公平にするものである。次に、軽減対象世帯の拡大は、低所得者の保険税負担を軽くすることを目的に軽減判定所得の見直しを行うもので、物価上昇分の影響を踏まえ、2割軽減と5割軽減の軽減判定所得の基準を緩和し、軽減の対象となる範囲を広げるものとなっているので、本市としても国の基準に従い、改正したいとの答弁。

同委員より、当市の国民健康保険税収入はどのような影響を受けるのかの問いに、当局より、課税限度額の改正で約758万円の増額、内訳は医療分が約421万円、支援分が約337万円、一方、軽減対象世帯の拡大で、約96万円の減額。減額分の内訳は2割軽減が約16万円、5割軽減が約80万円、よって本市の国保税は約662万円の増収が見込まれるとの答弁。

他の委員より、軽減判定所得の見直しにより影響を受ける世帯についてはの問いに、当局より、平成27年度の本算定時のデータから、軽減対象世帯の2,289世帯が25世帯増加の2,314世帯と見込んでいる。内訳は、5割軽減の拡大では5割軽減世帯の625世帯が638世帯へと13世帯増加の見込み、この13世帯は2割軽減世帯から5割軽減世帯への移行世帯と推測。また、2割軽減の拡大は2割軽減世帯の571世帯から583世帯へと12世帯の増加を見込んでいる。この2割軽減の拡大では新たに2割軽減世帯へ25世帯が該当になるが、2割軽減世帯から5割軽減世帯への移行が13世帯あると推測。影響額については、先と同じ96万円ほどとの答弁。

次に、議案第45号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、委員より、高浜市母子家庭等の医療費支給、後期高齢者の福祉医療費支給に対して、個人番号の独自利用事務を行おうとする理由はの問いに、当局より、今回の改正で母子家庭等医療費の支給と後期高齢者福祉医療費の支給をマイナンバー制度の個人番号の利用事務とすることで、転入者については個人番号による情報提供ネットワークシステムとの連携ができ、支給資格の申請の際に、所得証明書や非課税証明書の提出が不要になる。また、市内在住者についても、個人番号による庁内連携により、所得状況等を確認することで、事務を進めることができるとの答弁。

同委員より、今回の議会において、この条例の改正を行う理由はとの問いに、地方公共団体の情報連携が予定されている平成29年7月の開始に間に合わせるためには、この時期に条例や規則に独自利用することを定める必要がある。今議会が平成29年7月の開始に間に合う最後の議会であるためとの答弁。

次に、議案第46号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、委員より質疑ございませんでした。

次に、議案第49号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について、委員より、退官自衛官の専門員としての採用に伴い、7月から賃金と社会保険料が計上されているが、退官自衛

官を採用するに至った経緯についての問いに、当局より、数年前より知識や現場経験が豊富な退官自衛官の採用に向けて動いており、本年3月に本市への応募者があったことから、退職日の翌日である4月25日より採用したとの答弁。

同委員より、4月25日から勤務されているわけであるが、市内での活動実績があれば教えていただきたいとの問いに、当局より、6月にライオンズクラブさんへ、先日の日曜日に二池町の町内会さんに対して防災講話を実施しておりますとの答弁。

他の委員より、今年度の目標達成や事業効果を見きわめた上で、次年度以降の雇用を継続するかなど考えていただきたいと思うとの問いに、当局より、今後の執務状況を見ながらの判断になると思うが、そういったところも踏まえながら、できる限り長期にわたってお願いはしたいと考えているとの答弁。

他の委員より、市民の方が対象で、こういった雇用をされるということはお聞きしましたが、職員の方を対象にしたものは何かやられているのかとの問いに、当局より、各部局で持っている危機管理マニュアルの改定作業を防災専門員を通じて進めており、方向性が固まりましたら、職員向けの防災訓練も考えていきたいとの答弁。

次に、陳情第7号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情について、委員より、国・県も公契約制度の指針をまだ出しておらず、各自治体においても賛否分かれている議論のところである。高浜市では、入札において制度、法令を遵守して適切な入札が行われていると聞いている。また、住民に福祉というところでは、あらゆる手法を使い税の適正化を図り、その税を社会福祉、教育、インフラ整備にと適正に使われており、今の高浜市の財政力に合った住民サービスが行われているので、これ以上の拡充や補充等は現時点で考える必要はないので、この陳情に対しては反対。

他の委員より、理解できるような内容もあるが、全体的に高浜市にそぐわない、現在執行中というものもあるので、この陳情には反対。

他の委員より、本市では既に平成24年9月28日に産業振興条例を制定し、地域の特性を生かした産業振興も実施している。また、地方交付税の算定に行革努力を持ち込まずとあるが、頑張っている自治体にインセンティブを与えるほうがよいと考えるため、この陳情には反対との意見がありました。

次に、採決結果を申し上げます。

議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第49号、挙手全員により原案可決。

陳情第7号、挙手少数（訂正後述あり）により不採択となりました。

以上が総務建設委員会に付託された案件に対する審査の経過と概要、結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。

以上で報告を終わります。

〔総務建設委員長 柳沢英希 降壇〕

○議長（杉浦敏和） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 聞き間違いならいいんですが、今、陳情第7号について、賛成少数というお話があったように聞きますが、賛成はゼロだったと思っているんですが、違いますでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○総務建設委員長（柳沢英希） すみません、多分、指摘された部分が正しいのかなど。一応原稿のほうで挙手少数により不採択というふうに述べましたけれども、というふうにちょっと読みましたけれども、挙手なしですね、ゼロにより不採択ということで御理解をいただければと思います。

○議長（杉浦敏和） よろしいですか。

○12番（内藤とし子） はい、わかりました。

○議長（杉浦敏和） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦敏和） ほかに質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、北川広人議員。

13番、北川広人議員。

〔福祉文教委員長 北川広人 登壇〕

○福祉文教委員長（北川広人） おはようございます。

御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る6月22日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された議案3件、陳情1件について審査を行いました。その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第47号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議案第48号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について、いずれも質疑ありませんでした。

議案第49号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について、委員より、2款1項3目の市民活動支援費、地域内分権推進事業において、まちづくり協議会に印刷機をそろえるという話であるが、まちづくり協議会以外にも印刷機を利用することができるのかとの問いに、利用者としては、まちづくり協議会とまちづくり協議会の構成団体、あとはその他として事務局長が認める者、団体というように取り決めをさせていただいているとの答弁でした。

他の委員より、歳入において、子どものための教育・保育事業費補助金は何に使われるのかとの問いに、今回の子ども・子育て支援法施行令の改正により、保育園等の利用者負担額が軽減をされるということに伴い、このシステムを改修するための費用として、国から基準額を200万

円、補助率2分の1として補助されるものとの答弁でした。また、雑入の関係で、国民文化祭市町村事業費助成金はどのようなことをやられるのかとの問いに、国民文化祭市町村事業費助成金については、国民文化祭はことしは愛知県が開催県となっており、文化の国体とも呼ばれている。県内の市町村も地域の文化の向上に向けて事業参加をしていくもので、本市においては11月12日の土曜日、13日の日曜日に中央公民館を会場として、現在開催内容の検討を進めているとの答弁でした。

次に、陳情第8号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情について、委員より、「自治体で働く非正規職員の処遇を改善してください。」のところで、本市の臨時職員の時間給または月額給は、正規職員初任給相当額に地域手当相当額を加えて算出しており、適正な額であること、また、「住民の暮らしを守り、安全・安心の公務・公共サービスを充実してください。」の部分で、「公務・公共サービスの充実のために必要な人員を正規職員で確保してください。」また、「安易な民営化・民間委託等を行わないでください。」のところにおいて、本市では定年退職等に伴う欠員補充として、必要な数の正規職員の新規採用者を配置しており、また、市で実施すべきものとそうでないものをしっかりと見きわめた上で、市場原理が働く領域においては、産業や雇用の創出拡大による地域経済の活性化や住民サービスの向上を図っていく考えのもと、民営化・民間委託等を行っており、安易な民営化・民間委託を行っていないと考えており、反対との意見。

他の委員より、安全保障関連法（戦争法）の廃止を求める意見書があるが、今回の法整備の本質は、他国からの武力攻撃を抑止することを目的とする戦争防止法であり、自衛隊が武力行使を許されるのは、どこまでも日本が武力攻撃を受けたと同様な深刻、重大な被害が国民に及ぶことが明らかな場合に限られる。日本も海外で戦争できる国にする戦争法との批判は、安全保障環境の変化にきちんと向き合おうとしておらず、無責任で根拠のない言いがかりに過ぎない。よって、本陳情には反対との意見のほか、他の委員より、同趣旨の反対意見がありました。

また、他の委員より、安保法は憲法違反だと言われており、反対の世論が多くなってきている。憲法を壊すという大きな問題もあり、権力を持っている者を縛るという立憲主義からも反している。また、最低賃金の引き上げについては、労働者の4人に1人が年収200万円に届かないようなワーキングプアとなっている。最低賃金が違うので、労働力が都市部へみんな出ていき、ますます地域経済が疲弊してしまうという状況がある。最低賃金を一律1,000円以上に底上げすることが喫緊の課題だと思っている。大企業の内部留保がふえたが、実質賃金が下落を続けているとよく言われているところであり、低所得だから結婚できないという声が非常に多かったという報道もあった。以上により、この陳情に賛成との意見がありました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第47号、議案第48号は、挙手全員により原案可決、議案第49号は挙手多数により原案可決。
陳情第8号は、挙手少数により不採択。

以上が福祉文教委員会に付託された議案、陳情に対する審査の経過と結果であります。

なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。

以上で委員長報告とさせていただきます。

〔福祉文教委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦敏和） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦敏和） 質疑もないようですので、次に、公共施設あり方検討特別委員長、杉浦辰夫議員。

9番、杉浦辰夫議員。

〔公共施設あり方検討特別委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○公共施設あり方検討特別委員長（杉浦辰夫） 御指名をいただきましたので、公共施設あり方検討特別委員会の御報告をさせていただきます。

去る6月1日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、第12回の委員会が開催され、1、高浜小学校等整備事業についてと2、高浜市商工会館の移転についての説明がありました。

まず、1、高浜小学校等整備事業については、事業内容は、本事業は3つの業務から成り、1点目が高浜小学校、高浜児童センター及び地域交流施設に関する業務、2点目が既存小学校の解体、撤去に関する業務、3点目が本施設の維持管理に関する業務である。事業方式は、事業者がみずからの資金調達により本施設を設計、建設、ビルドし、完成後に市にその所有権を移転、トランスファーし、事業期間中、維持管理業務を遂行、オペレートするBTO方式により実施する。

財政負担額の比較では、本市がみずから実施する場合とPFI事業として実施する場合の額を算出し、これを現在価値に換算することにより評価すると定められている。この基本方針に基づいて比較すると、本市がみずから実施する場合を100%とした場合、PFI事業として実施する場合は97.9%となり、2.1%の削減が期待されるというのが定量的評価結果で、金額結果については、公的負担の総額を割引率2%で現在価値化した場合の金額であること及び消費税を含まない金額である。

次に、2、高浜市商工会館の移転については、高浜市商工会館等物件移転補償及び高浜市商工会館建設費補助、高浜市エコハウス改修工事のそれぞれの予算額については、現在、最終段階で金額の確定を行っている状況であるので、6月議会の追加議案で上程をさせていただきたいと考えている。

高浜市商工会に対しては、昨年5月より、中央公民館の取り壊しに伴い、併設をしている高浜

市商工会館も取り壊すことをお伝えし、高浜市商工会の事業継続のため、保有財産の滅失により商工会がこうむる損失の補償及び移転に伴い発生する費用の補償を行うことを踏まえて意見を交換し、具体的な手法の検討を行ってきた。商工会の意向としては、市の方針には反対をしないが、商工会館の移転には商工会員の同意が必要となる。そのためには商工会事業の継続性の担保について、市がどのように対応してくれるのかを明確にさせていただく必要がある。

市としては、市民に説明ができる補償内容にするため、適正な額を商工会に提示する必要があると考え、高浜市と商工会は損もなく、得もなく、今回の市の方針に御理解と御協力をいただき、誠意を持って交渉をさせていただいている。

また、商工会及び入居3団体に対して次の3点について、移転補償及び将来の建設費補助、移転先の改修を予定しており、1つ目としては、高浜市商工会等物件移転補償費で、取り壊しが予定をされている中央公民館に併設をされている商工会館に入居している商工会及び入居団体である3団体がスムーズに移転できるよう、移転により生じる費用の補償及び保有財産の滅失に伴う補償を予定している。

次に、高浜市商工会館建設費補助は、事業の継続性を担保するために、一時的にエコハウスに事務室等に移転していただく商工会に対し、将来的に新商工会館を建設する際には、補助を行う旨の協定を交わすことを予定している。

最後に、高浜エコハウス改修工事費で、商工会の事業を継続するためには、移転先を決定する必要があり、商工会の移転については、既存公共施設の中で現商工会館に近接をしている高浜エコハウスへの移転が一番効果的であると考え、双方の事業継続性を担保し、既存施設の効果的な活用を行うために必要な改修を行うことを予定している。

以上、高浜小学校等整備事業についてと高浜市商工会館の移転についての説明がありました。

各委員からの質疑については、さきに配布させていただきました第12回委員会の検討結果についてと、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、6月23日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された補正予算議案2件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果についての御報告をさせていただきます。

まず、議案第49号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について、委員より、勤労青少年ホーム跡地活用検討業務委託料643万7,000円、これは何に活用するための委託料なのかの問いに、勤労青少年ホームは公共施設の総合管理計画推進プランの見直しにおいて、平成28年度からあり方の検討を行い、平成31年度に民間移譲し、南テニスコートを含めた跡地活用について、検討をする。高浜小学校等整備事業基本計画では、学校プールは民間スポーツ施設のプールを活用することとし、勤労青少年ホームの跡地活用に当たっては屋内プールを設置する、高浜小学校

児童の水泳授業の受け入れができる機能を備える必要があり、学校プールの代替機能の方向性を示す必要があるとの答弁。

他の委員より、将来的に5つの小学校のプールが廃止されて1カ所に集中するとなると、大勢の子供たちが1週間のカリキュラムの中で、プール、水泳の学習を今までの時間を縮小することなく担保できるのかの問いに、今回の高浜小学校は、1つのモデルプランとして実施をし、高浜小学校のプール、民間の施設を使ったプールの水泳授業の様子を見ながら、今後のことも検討していく。今すぐに5小学校、2中学校全て民間に移していく方向というわけではないとの答弁。

他の委員より、基本方針をつくるときに市民の皆さん、関係団体の皆さん、そして利用者の方々としっかり調整、連絡を行ってつくるといふことでよろしいかの問いに、今年度中に説明し、利用者の方の意見を聞きながら、やっていきたいとの答弁。

他の委員より、学校のプールということで、高小はプールをなくして、この青少年ホームの跡地に民間にプールをつくっていただいて、そこの利用、セットで進めなければ、モデル事業になりません。これは委託料ですから、懸念するのは、プールを絶対に運営してもらわなければいけない。青少年ホーム跡地利用、その基本的な部分、市民の意見を聞くとか、利用者の意見を聞く前段階についての問いに、委託のスケジュールについては、28年度に市場調査、リスクとか事業効果の検討、29年度は跡地活用の提案募集などを行い、30年度に民間の施設整備、31年度に小学校の第1期の供用開始に合わせて事業を開始するスケジュールを考えている。青少年ホーム跡地活用については学校のプールの授業に支障がないこと、市との長期契約に支障がないことなど、民間が今回の委託の中で市場調査をして、その委託の内容の意見を参考にして、本年度、検討をしていきたいとの答弁。

他の委員より、プールが1年間に10時間しかない、それでその学年ごとの目標に達するようなことが全てできるようになるのかの問いに、必ず確保できるかと言われれば、それは子供によって伸びの幅というのはいろいろあり、確保できるように最大限、努力するとの答弁。また、水泳のような技能中心のものについては、毎日ということも大事だが、集中的に指導する、指導を受けるといふことで、より進捗が見られる場合が多々あるとの答弁。

次に、議案第50号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、委員より、商工会移転改修工事費1,199万3,000円と商工会等物件移転補償費5,587万8,000円、これは中央公民館をそのまま残せば、この費用は必要ないと思うが、また、基本目標が、「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」となっていますが、市民に対する説明が不十分と思うがとの問いに、公民館等の設置に関する条例と廃止についても既に議決をいただいております、それに基づいた補償、改修工事と御理解いただきたい。基本目標については、商工会は市民の方1,100余りの会員が見え、きちんと内容を示し、御了解を得つつ説明をし、臨んでいるとの答弁。

他の委員より、商工会に併設する中央公民館は国・県への補助金返還金はないというが、商工

会は国・県への補助金返還金があるということで、その金額は760万円と確定しているのかどうか、また、県・国のどこの部局に返還するのかとの問いに、補助金の返還については、昭和55年度、小規模事業経営支援事業費で国・県より2,000万円の補助を受け、こちらに対しての返還の必要があるかどうかというものについては、愛知県西三河県民事務所の産業労働課を経由して中部経済産業局に事前協議を行っている。補助金の返還額を計算したところ754万7,234円の返還が必要で、今月の頭、国に本申請をしているとの答弁。

他の委員より、商工会の移転改修工事費、物件移転補償費、事業別で出てくると、款、項、目で言うと、款で言うと衛生費になるが、実際、エコハウスの改修があるが、衛生費かというと思う。これは非常にわかりにくい話で、例えば総務費の中に別項目で公共施設に関するものを横串に刺せるような項目を設けていただくとか、決算時に横串に刺した形の決算がわかるようなものを出すとか、どういう形が想定できるのかとの問いに、現在の予算書等の制度というのは、歳出については、行政目的に従って区分しなければならないと自治法で決められており、予算書等においては、款、項、目は行政目的に沿って計上していくということで、公共施設の関係が非常にわかりにくい、点在してしまうという状況になる。決算の段階でいくと、主要施策説明書の中に公共施設あり方事業があり、参考資料として、そこに全体をまとめたものを掲示させていただきだとか、参考資料で示すだとか、そのような方法をとっていきたいと考えておるとの答弁。

他の委員より、なぜこの追加補正で、市の一般会計の140億円の3分の1以上の債務負担が出てくるのか。当初予算から出てきたほうが筋だと思いがの問いに、この事業は7月上旬に入札公告をすることを予定しており、その際に債務負担行為額を設定する必要がある。そうした中で要求水準書の詰めにぎりぎりまで時間がかかった。また、7月臨時会という選択肢も全くなかったわけではないが、そうすると審議日数が1日に限られてしまい、本来当初から出していればよかったが、総括質疑までに出せば、総括質疑と委員会ということで2日間にわたって審議いただくことができるとの答弁。

なお、本委員会において、自由討議を実施した案件はありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第49号、起立多数により原案可決。

議案第50号、起立多数により原案可決。

以上が公共施設あり方検討特別委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

[公共施設あり方検討特別委員長 杉浦辰夫 降壇]

○議長（杉浦敏和） ただいまの公共施設あり方検討特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦敏和） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

12番、内藤とし子議員、議案第44号、第45号の反対討論を許します。

12番、内藤とし子議員。

[12番 内藤とし子 登壇]

○12番（内藤とし子） それでは、お許しを得ましたので、日本共産党を代表して、議案第44号、第45号について、反対の立場から討論を行います。

議案第44号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、本条例は、課税限度額の引き上げ約758万円の影響と軽減措置の改正約96万円の影響が出されていますが、私は課税限度額の引き上げについて反対するものです。

国民健康保険法施行令が改定されても、これに従う必要はなく、これ以上の負担増加は認められません。国民健康保険税が高いのは、国庫負担率がかつての50%から現在25%以下にまで引き下げられたことが最大の原因です。高浜市は何度も国民健康保険税の課税限度額を引き上げてきました。

さらに、平成30年度から国保の都道府県化が始まり、納付金という形で県が決めた金額を高浜市が納めることになると、保険料がさらに引き上げられる可能性があることを指摘しなければなりません。国民皆保険制度を維持していくためにも、課税限度額を引き上げて、加入者の負担増で低所得者や中間所得層の保険料を調整するやり方は根本から見直すべきです。

今でも国保税は負担能力をはるかに超える税額です。それが今度の改正でさらに負担がふえる層が出てくる懸念があります。これを承認することはできません。

次に、議案第45号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、12桁の番号を個人に付与するマイナンバー制度は、始まる前からいろいろ問題がありました。番号が漏れた場合の罰則強化等決めてはいますが、漏れない保障はありません。ことしの1月以後にも情報流出の事件が報道されました。個人情報が集積され、情報漏えいのリスクが高まります。

今回の一部改正で、母子家庭等の医療費支給、後期高齢者の医療費支給に対して、マイナンバー制度の個人番号の利用事務とすることで、転入者については個人番号による情報ネットワークシステムとの連携ができることになり、受給資格の申請の際には、所得証明書や非課税証明書の提出が不要になることなど事務を進めるのに便利になるとの説明がありましたが、一方でマイナ

ンバー導入の狙いが、税の徴収強化や社会保障給付の削減にあることです。国民への管理・監視を強め、所得や資産を掌握することで税金の徴収強化や保険料の負担増をするとともに、社会保障削減の手段にしようとしているのです。預金口座への利用拡大や麻生財務相が我が党の質問に、社会保障制度を維持するため負担能力に応じた負担が必要と述べていることから明らかです。

加えて、利用範囲は制限されるとしながら、刑事事件の捜査、租税に関する事件の調査等に該当するときは規制の対象外とされ、警察や税務署は何の制限もなく使い放題です。また、内容を知っている国民はどれだけいるのでしょうか。7割の国民がよく理解しないまま、情報流出リスクを高め、憲法が保障する基本的人権の侵害にも直結しかねない制度は導入・拡大するべきではありません。

以上、理由を申し述べまして、反対討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（杉浦敏和） 次に、1番、杉浦康憲議員、議案第44号の賛成討論を許します。

1番、杉浦康憲議員。

〔1番 杉浦康憲 登壇〕

○1番（杉浦康憲） 議長のお許しを得ましたので、議案第44号について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論いたします。

議案第44号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正についてですが、今回の改定は平成28年度税制改正大綱に基づくものとして、課税限度額の改正は被保険者間の所得に係る保険税の負担を公平にするものであります。

また、軽減対象世帯の拡大は政府経済見通しによる物価上昇分を踏まえ、軽減判定所得の基準を緩和することにより、これまでの軽減対象者が軽減の対象から外れないよう、その対象となる範囲を広げるものであることから、本案に対して賛成いたします。

〔1番 杉浦康憲 降壇〕

○議長（杉浦敏和） 次に、8番、幸前信雄議員、議案第45号の賛成討論を許します。

8番、幸前信雄議員。

〔8番 幸前信雄 登壇〕

○8番（幸前信雄） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました議案第45号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この議案は、個人番号、マイナンバーと言われてはいますが、利用事務として、高浜市母子家庭等医療費の支給に関する事務及び後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務で利用できるように規定を改めるもので、窓口の処理の効率化を行い、何種類かの申請書類を別の窓口で受け取り、申請される本人の無駄な移動をなくすとともに、個人を特定できることにより、以前では

同姓同名の方に間違われて、申請時に窓口でトラブルになったとの話も聞いておりましたが、そのような問題もなくなるという期待が出ているという仕組みでございます。

一方で、個人情報の流出について危機感を持たれ、反対されている方もいると聞き及びますが、現在持っているデータを結びつけるキーが一元化される問題とコンピューターにデータ登録されている現在では、そのリスクは既に存在しております。流出のリスクをいかに防止するかについては、既に存在しているリスクでもあり、仕組みとして庁舎外の接続ネットと庁舎内の接続ネットを使い分けることが肝要であると考えておりますが、現在では技術も進んで、インターネット、全員が共有で使えるネットワークですけれども、帯域制御等、専用線化することも技術的には可能だというふうに考えております。

そういった意味で考えると、今後の市役所の仕事の体系を整備し、どのような形で市民サービスの向上につなげていくかを体系的に考え、そこに潜むリスクについてどのように考えて活動していくかが今後の業務を大きく変え、市民サービスの向上につながるものと思っております。今回はその一歩ですが、さらに効率化を進め、業務の簡素化、市民への素早い回答に努める必要があることを考え、今回の議案には賛成とさせていただきます。

〔8番 幸前信雄 降壇〕

○議長（杉浦敏和） 次に、12番、内藤とし子議員、議案第49号、第50号の反対討論を許します。12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議案第49号、第50号について、日本共産党を代表して、反対の立場から討論を行います。

議案第49号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第1回）、本補正予算には、B型ワクチンの接種委託料など評価できる施策もありますが、高浜小学校の整備事業にかかわって、プールを取り壊すことから、現勤労青少年ホーム跡地に民間のプールを建てるための活用検討業務委託料643万7,000円が計上されています。

プールも壊さなければならないほど老朽化したというのではなく、高浜小学校体育館の駐車場が必要であることから、プールを壊すという話が出てきたように思います。高浜小学校の体育館についても、根本的には築35年の中央公民館を壊すためにホール機能を高浜小学校体育館に持ってくるということで、体育館を校舎とともに建てかえるものです。

しかし、体育館にしても、プールにしても、まだ使える建物を壊して新しく建てるのは不経済であり、無駄遣いであります。校舎だけ建てかえれば安く済むことは明らかです。高浜市は経済的にも余裕がなく、新庁舎もリースで建てたくらいです。

さらに、教育には、全員泳げるように水難防止を目的として、また、日本は四方を海に囲まれた海洋国家なので、海や川に落ちても自力で脱出できるようにするために水泳も教育の中に入っ

ていると聞いています。

これまでの説明では、教師が泳ぎを教えるのは難しいので、インストラクターに教えてもらったほうがスムーズに覚えられるというように聞こえましたが、今回の説明では、インストラクターは補助との説明でした。説明もそのたびによって違うのでは、どれを信じてよいのか迷います。

また、幼稚園の子供たちが水遊びや泳ぎの練習に使っていましたが、使えなくなります。この点、どうするのか説明はありませんでした。今後、プールまで通う時間など、時間がかかるので、2時間を1単位として使用するとの話ですが、1年生等は疲れてしまうのではないかと危惧します。同じ時間練習をしても、回数を多く練習をしたほうが成果が上がる場合も多いと考えます。

以上、るる理由を申し述べまして、反対討論といたします。

次に、議案第50号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第2回）、本補正予算は中央公民館の取り壊しに当たって併設されている高浜市商工会館、商工会の事業を継続するために移転先をエコハウスに決め、必要な改修を行うための1,199万3,000円と商工会館に入居している団体に対し必要な補償を行う商工会等物件移転補償費5,587万8,000円が計上されています。

さらに、今後、商工会が新たに商工会館を建設することを決定した際の補助5,700万円を債務負担行為として、商工会館建設に関する協定書の締結に係るもの、また、高浜小学校等整備事業をPFI方式で進めるための費用52億500万円、これは消費税抜きですが、債務負担するというものが計上されています。

中央公民館の取り壊しについても9,510筆の住民投票を求める陳情が3月議会で出されました。高浜市議会是不採択にしましたが、議員の役割は市民の声を聞くのが大きな仕事であると考えます。中央公民館を取り壊しをせずに改修をして使用すれば、これら今言ったような費用は当面必要ないものとなります。さらに、先ほど話が出ました補助金の返還金約760万円もこの上に必要となります。中央公民館の現存価格7億円、解体費用3億円と合わせて考えると、無駄遣い極まりと言わなければなりません。

また、高浜小学校整備事業のPFI方式について、市民の皆さん、特に高浜小学校区の皆さんに大きな変化があっても市は説明をせず、整備費用については、PFI方式で行うので、業者の自由な発想を損ねるため公表はできないと言っただけです。市民の大切な税金を使う公共事業の費用が議会に公表できないのは、議会軽視と言わざるを得ません。

整備費用についても、当初は校舎に図書館やいちごプラザを入れて37億円であったのが、図書館やいちごプラザを抜いて53億円になり、最後には税抜で52億500万円になりました。合い言葉のように複合化と言ってきたのは何だったのでしょうか。PFI方式はこの10年余り、国が進めてきた方式ですが、経営破綻や公費投入など、問題を起こした事例が数多くあり、見直しが必要です。

以上、るる意見を申し述べまして、反対討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（杉浦敏和） 次に、5番、長谷川広昌議員、議案第50号の賛成討論を許します。

5番、長谷川広昌議員。

〔5番 長谷川広昌 登壇〕

○5番（長谷川広昌） 議長のお許しをいただきましたので、議案第50号の一般会計第2回補正予算案につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今回、中央公民館の取り壊しに伴う商工会の移転補償費等々、高浜小学校等整備事業の債務負担行為52億500万円の追加補正予算案が提出されたわけですが、特に高浜小学校等整備事業の債務負担行為につきましては、この債務負担行為の議決がなければ前に進むことができないという現実がございまして、私としては、子供たちの教育の場の学校建設事業がおくれないという思いから、今回は賛成をさせていただきます。

しかしながら、公共施設あり方検討特別委員会でも申し上げましたが、3点の改善を今後求めます。

まず、1点目は一連の学校複合化の計画は、行政が自分たちの都合のよい進め方をしているのではないかという疑念がぬぐえませんが、今後は市民の皆さんを中心に考えていただき、議会における説明責任をさらに果たすよう改善を求めます。

2点目として、52億500万円の債務負担行為の中身の説明もなしでは、議員として賛成、反対の判断はできかねますので、もっと他市の事例等も研究して、説明できない理由を探すのではなく、説明する方向で進めていただくよう、今後改善を求めます。

3点目として、説明会や広報等に掲載された内容が変更された場合には、変更された点について、速やかにどんな形でもよいので、市民の皆さんへお伝えするよう改善を求めます。

これらのことは市民目線の市政運営を実践するためには、至極当たり前のことであるので、今後、誠意ある対応をとり、しっかりと改善していただくことを再度強く要望し、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

〔5番 長谷川広昌 降壇〕

○議長（杉浦敏和） 次に、2番、神谷利盛議員、議案第49号、第50号の賛成討論を許します。

2番、神谷利盛議員。

〔2番 神谷利盛 登壇〕

○2番（神谷利盛） では、失礼します。議長のお許しをいただきましたので、議案第49号、第50号について、市政クラブを代表し、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、議案第49号は平成28年度一般会計補正予算（第1回）について起案されたもので、歳入歳出のおおの2,457万8,000円を補正するものであります。

主な内容は、一部のまち協に対し、プリンターを設置して、地域活動に便宜を図るようにする

こと。公共施設の統廃合に伴い、廃止する予定の勤労青少年ホームの跡地利用の検討を業務委託するもの。また、B型肝炎ワクチンの予防接種料を予算計上するもの等であります。

いずれも、将来にわたって住民サービスを継続させるために必要な予算措置であると判断できるので賛成いたします。

次に、議案第50号は平成28年度一般会計補正予算（第2回）について起案されたもので、一般会計予算で6,787万1,000円を補正するものであります。

内容は、高浜市が将来まで存続するために取り組んでいる公共施設の統廃合に関連する補正予算計上となります。

1件目が高浜市役所の建設に続く第2弾となる中央公民館、中央ホールの取り壊しを行う上で移転をお願いする高浜市商工会、高浜ライオンズクラブ、高浜青年会議所、愛知県コンクリート製品協同組合西三河支部に対する補償費用として総額6,787万1,000円が計上されています。公共施設の統廃合を行う上において最低限必要な経費と判断できるので賛成します。

2件目が高浜市商工会が高浜エコハウスへの移転後、平成32年から平成42年までの間に新たに商工会館を建設することになった場合に、建設補助として5,700万円を債務負担行為として議決するものであります。5,700万円の算出根拠は明確になっており、また、期間内に移転しない場合には補助しないことも担保されておるので賛成します。

3件目が高浜小学校整備事業の債務負担行為としての52億500万円の議決であります。高浜小学校の整備事業は既に決定していることであり、6月議会で議決した上で次のステップとして入札に入ることとなります。この52億500万円は上限を定めたものであり、今後議会としても費用の使い方、設備の仕様、工程等もしっかりと管理していくことも必要であります。議会へのタイムリーな情報提供、また、市民への丁寧な説明をしっかり行っていただきたいと思えます。

以上の理由により、この議案については賛成いたします。ありがとうございました。

〔2番 神谷利盛 降壇〕

○議長（杉浦敏和） 次に、12番、内藤とし子議員、陳情第7号、第8号の賛成討論を許します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して、賛成討論を行います。

陳情第2号（訂正後述あり） 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情、これは第3号（訂正後述あり）も同じ題名になっていますので、お願いをいたします。

本陳情は、2件とも名古屋市北区柳原3丁目7番8号、春の自治体キャラバン実行委員会代表、樽松佐一氏から提出された陳情です。

本陳情は、第2号（訂正後述あり）については、1つ、公契約制度の適正化、2つ、住民の暮らしを守り、安全・安心の公務・公共サービスの充実、3、憲法9条を守り、自治体として平和に向けた施策に取り組む、4、国への意見書、要望書の4点についての陳情です。

第3号（訂正後述あり）については、1つ、自治体……

○議長（杉浦敏和） 内藤とし子議員、通告されておるのは、陳情第7号、第8号の陳情でございますけれども、よろしいですか。

○12番（内藤とし子） 失礼いたしました。陳情第7号と第8号について討論を行います。

陳情第7号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情、第8号も同じ内容です。

本陳情は第7号については先ほど言いました。第8号については、1つ、自治体で働く非正規職員の処遇を改善、2つ、住民の暮らしを守り、安全・安心の公務・公共サービスの充実、3つ、憲法9条を守り、自治体として平和に向けた施策に取り組む、4つ、国への意見書、要望書の4点についての陳情です。

委員会の審議で、陳情第7号で、反対意見として、公契約制度の適正化を図ってくださいますように、国・県もこの制度の指針を出していない、各自治体においても賛否の分かれるところで、当市においては法令を遵守して適切な入札が行われていると聞いているので必要はない。また、市として産業振興条例が制定されているとともに、地域の特性を生かした産業振興も実施しているので、この陳情には反対。陳情第8号では、安易な民間委託を行わないでとあるが、当市では市で実施すべきものとそうでないものを見きわめた上で、市場原理が働く領域では産業や雇用の拡大による地域経済の活性化や住民サービスの向上を図る考えのもと、民営化・民間委託を行っており、安易な民間委託は行っていないと考えており、この陳情には反対との意見がありました。また、安全保障関連法の廃止を求める意見書が出ているが、今回の法整備の本質は他国からの武力攻撃を抑止することを目的とする戦争防止法で、安全保障環境の変化にきちんと向き合おうとしておらず、無責任で根拠のない言いがかりに過ぎない、この陳情には反対という意見がありました。

集団的自衛権行使反対、戦争法廃止とあって、法律が通ってからも、反対の世論は大きくなっています。学者や文化人、芸能人、これまで政治に携わってきた方々など、さまざまな方が憲法違反だと言っており、国民の半数以上が昨年の国会で可決することに反対との世論も出たにもかかわらず、法案を強行採決してしまいました。安城の学会員さんでも、反対の署名を持って国会に行かれたではありませんか。憲法を壊すという大きな問題がありますし、立憲主義からも反していますので、この陳情には賛成します。

さらに、最低賃金の引き上げについて、労働者の4人に1人が年収200万円に届かないワーキングプアだとか、最低賃金が隣の市と違うということで、都市部へ出ていってしまって、地域経

済が疲弊してしまう状況があります。これらの問題を解決するためにも、一律1,000円以上に底上げする国の支援も含め、底上げすることが喫緊の課題です。実質賃金は下落を続けています。これを解決するためにも、早期に1時間1,500円を目標に最低賃金の底上げを図っていくことが重要だと考え、陳情に賛成をいたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（杉浦敏和） 次に、7番、柴田耕一議員、陳情第7号、第8号の反対討論を許します。
7番、柴田耕一議員。

〔7番 柴田耕一 登壇〕

○7番（柴田耕一） それでは、議長のお許しを得ましたので、陳情第7号、陳情第8号、憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情書、2つの陳情について、市政クラブを代表して、反対の立場から討論させていただきます。

陳情第7号で、公契約条例を制定してくださいとあるが、高浜市では、工事品質の低下や労働者の雇用条件の悪化などといった問題を引き起こすダンピング受注に対応するため、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を導入し、対策を講じていますし、低入札価格落札業者に対しては、下請け業者を含め、労働社会保険、諸法令を遵守することを誓約する履行誓約書の提出を求めています。また、入札適正化法に基づき、国及び愛知県の指導により、現場代理人からのヒアリングや資料をもとに、賃金の支払いを含む元請け業者と下請け業者の契約内容など、施工体制の調査を実施しているところであります。こういった状況により、現在のところ公契約条例を制定する必要はないと考えています。

次に、陳情第8号で、公務・公共サービスの充実のために必要な人員を正規職員で確保してください、安易な民営化・民間委託等を行わないでくださいとありますが、定年退職等に伴う欠員補充として、必要な数の正規職員の新規採用者を配置しており、市で実施すべきものとそうでないものをしっかりと見きわめた上で、市場原理が働く領域においては、産業や雇用の創出・拡大による地域経済の活性化や住民サービスの向上を図っていく考えのもと、本市としては民営化・民間委託等を早期から行っており、安易な民営化・民間委託は行っていないというふうに考えていますので反対させていただきます。

以上の理由等により、陳情第7号、第8号については、反対するものでございます。

〔7番 柴田耕一 降壇〕

○議長（杉浦敏和） 以上をもって討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第43号 高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第44号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立多数であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第45号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立多数であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第46号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第47号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第48号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第49号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について、各常任委員長及び公共施設あり方検討特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立多数であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第50号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、公共施設あり方検討特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立多数であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。
次に、陳情第7号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を

求める陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立多数であります。よって、陳情第7号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第8号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立多数であります。よって、陳情第8号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（杉浦敏和） 日程第2 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件についてを議題といたします。

各常任委員長よりお手元に配付してありますとおり、総務建設委員会、1つ、コンパクトシティについて、1つ、環境行政について、1つ、地域ビジネスについて、1つ、空き家対策について、福祉文教委員会、1つ、教育行政について、1つ、子どもの貧困対策について、1つ、介護保険施策について、以上の事項について、会議規則第102条の規定により、委員の任期まで閉会中も継続して調査を行いたい旨、議長に申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査申出事件とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦敏和） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員長の申し出のとおり、委員の任期まで閉会中の継続調査申出事件とすることに決定いたしました。

○議長（杉浦敏和） 以上をもって本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） どうも大変お疲れさまでございました。

平成28年6月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月10日から本日6月29日までの20日間にわたり、私どものほうから提案をさせていただきました議案8件につきまして、慎重に御審議をいただいた上、原案のとおり御可決を賜りまして、まことにありがとうございました。報告6件につきましても、お聞き取りをいただきました。ありがとうございました。

御審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

議員の皆様には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦敏和） これをもって、平成28年6月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る6月10日の開会以来、本日までの20日間にわたり、終始御熱心に御審議をいただきまして、本日、ここにその全案件を議了して閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

当局におかれましては、会期中に出されました意見等を十分尊重されまして、今後の施策に反映されますことを強く要望し、閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

午前11時16分閉会
